

予算特別委員会資料

令和4年度予算説明書

こども家庭局

目 次

1. 令和4年度 こども家庭局予算編成について	1
2. 令和4年度 こども家庭局主要施策	3
3. 一般会計	
(1) 歳入歳出予算一覧	15
(2) 歳入予算の説明	16
(3) 歳出予算の説明	20
(4) 債務負担行為	29
4. 特別会計	
〔1〕母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	
(1) 歳入歳出予算一覧	31
(2) 歳入予算の説明	32
(3) 歳出予算の説明	34
5. 議案	
第18号議案 神戸市こべっこあそびひろば条例の一部を改正する条例の件	37
第19号議案 神戸市立児童センター条例の件	39
第20号議案 神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例の件	48

1. 令和4年度 こども家庭局予算編成について

令和4年度 こども家庭局予算編成について

人口減少社会の進展、共働き世帯の増加、児童虐待や子どもの貧困に加え、新型コロナウイルス感染症の流行など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化する中、子育てに対する不安・孤立感を解消し、子どもの特性や地域の実情を踏まえながら、より良い育ちを実現するための支援が求められています。

令和4年度予算では、「温もりのある地域社会を創る」ため、妊娠・出産期から学齢期において切れ目ない支援を充実・提供することで、誰もが安心して子どもを生み育てる街の実現を目指していきます。

「**仕事と子育ての両立支援**」では、保育ニーズに対応した受入れ枠の確保として、約300人分の保育定員を拡大するとともに、保育人材確保・定着支援として、一時金給付や宿舎借り上げ支援等に引き続き取り組みます。また、多様な保育ニーズへの対応に向け、医療的ケア児の受入れの拡大に取り組むほか、学童保育施設の整備や学童保育利用者を対象とした学習支援に取り組みます。

「**妊娠・出産・子育て期の支援**」では、妊婦の相談支援の充実として、産前サポート事業や不安や問題を抱える妊婦への支援を実施するとともに、産後ケア事業や産前・産後ホームヘルプサービス事業に取り組みます。

「**特に支援が必要な子どもたち・家庭への支援**」では、増加している児童虐待に対応するため、こども家庭センターの体制を強化するとともに、障がいのある子どもへの支援として、聴覚障害児支援中核機能モデル事業を実施します。また、児童家庭支援センターやファミリーホームを増設するほか、里親委託の促進に取り組みます。

「**地域における子育て支援・青少年の健全育成**」では、令和4年9月の移転を目指し、こべっこランド・こども家庭センターの整備に取り組むとともに、「こべっこあそびひろば」や「おやこふらっとひろば」の整備・運営に取り組みます。

「**全ての子どもたちの未来を応援**」では、高校生世帯の負担軽減に向け、新たに高校生等通学定期券補助を実施します。また、子どもの居場所づくりの全市展開や子育て世帯への食を通じたつながり支援に取り組むとともに、学びへつなぐ地域型学習支援を実施します。

「**子育てしやすい社会環境づくりと啓発**」では、子育て応援サイト「ママフレ」のリニューアルに取り組むとともに、児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策にかかる支援を行います。

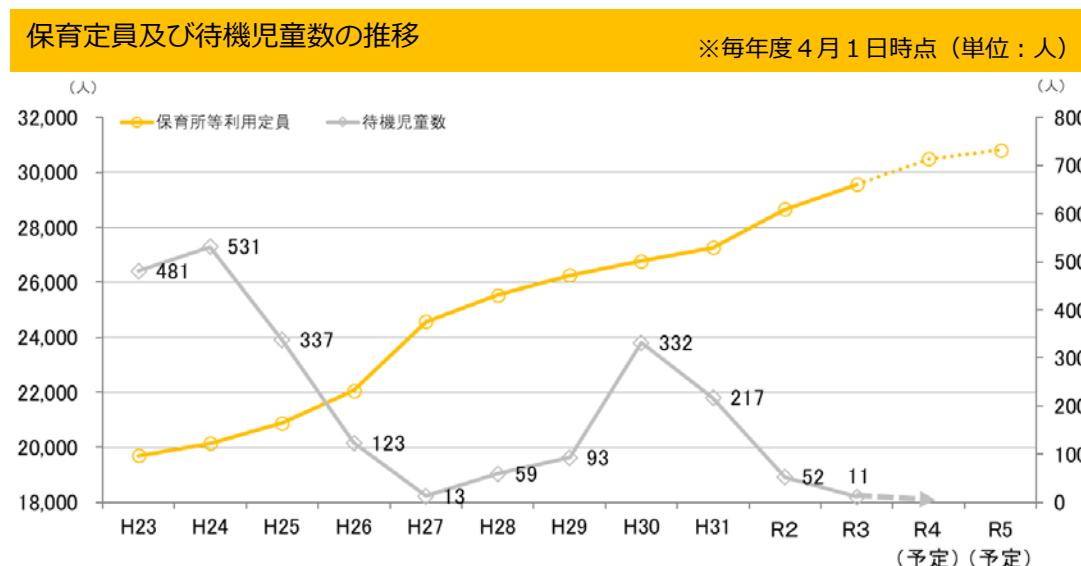
2. 令和4年度 こども家庭局主要施策

1. 仕事と子育ての両立支援

◎：新規事業 ○：拡充事業

○（1）保育ニーズに対応した約300人分の受け入れ枠の確保 [1,805,000千円]

- ◆保育所・認定こども園の整備（5か所 222人）
 - ・東灘区 60人・灘区 30人・兵庫区 60人・北区 30人・西区 42人
- ◆サテライト型小規模保育事業等（3か所 57人）
 - ・中央区 19人・兵庫区 19人・西区 19人
- ◆事業所内保育事業（1か所 19人）
- ◆幼稚園から認定こども園への移行（1か所 20人）



<保育送迎ステーション>



<ステーションでバスに乗車>

<保育所に到着>

○（2）既存保育施設の耐震化・老朽対策 [102,000千円]

民間保育所等の耐震化・老朽対策を促進するため、大規模修繕等にかかる費用を補助する。

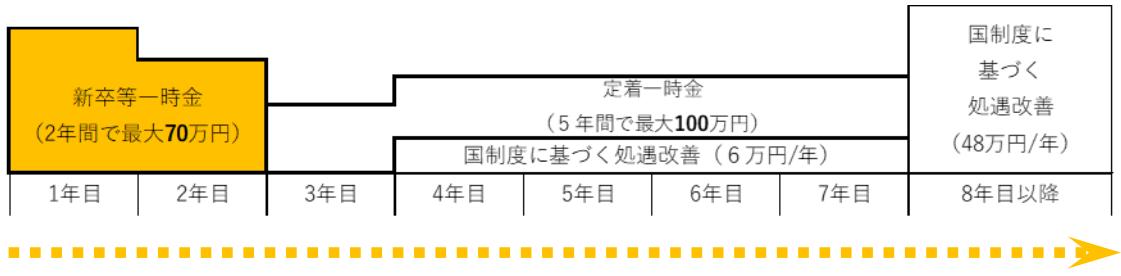
- ◆大規模修繕 上限 10,000千円
- ◆耐震改修・老朽建替 上限 20,000千円
- ◆耐震診断 上限 1,333千円

(3) 保育人材確保・定着支援 **[2,214,619 千円]**

①一時金給付 **(695,000 千円)**

保育人材の確保・定着を促進するため、新卒保育士等に対する一時金の給付および採用3～7年目の職員に対する定着一時金の給付を行う。

※令和3～4年度の新規採用者に限り、1年目の支給額を30万円から40万円に増額



②保育士宿舎借り上げ支援 **(1,107,000 千円)**

採用1～7年目までの保育士等の宿舎の借り上げ費用を補助する。

(1人あたり最大8.2万円/月)

※令和3～4年度の新規採用者で市外から転入した者に限り、最大10万円を補助

③保育士奨学金返還の支援 **(45,000 千円)**

市内在住の採用1～7年目の保育士等に対し、奨学金の返還に要する費用を補助する。

◆補助額：5,000円/月（7年間で最大42万円）

④未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援 **(22,000 千円)**

保育所等に子どもを預ける保育士等に対する保育料貸付に上乗せ補助を行い、保育料を1年間実質無料とする。（上限54,000円/月）

⑤潜在保育士の職場復帰支援 **(9,700 千円)**

潜在保育士等が非常勤職員として復職し、「朝」もしくは「夕」の時間帯、あるいは「休日」を含んで半年間勤務した場合、一時金（10万円）を給付する。

⑥スキルアップ支援 **(34,945 千円)**

保育士資格等の取得を目指す保育補助者等※に対する保育士養成校の受講料や保育士資格試験対策講座の受講料等の補助、保育士キャリアアップ研修を実施する。

※保育業務および周辺業務を補助する職員



⑦保育人材確保プロモーション **(15,873 千円)**

保育士等養成校の在学生や潜在保育士を対象とし、交通広告や特設WEBサイトを活用した広報等を行い、施策を効果的に発信するとともに、就職フェア等を開催する。

⑧潜在保育士・保育補助者等の人材確保 **(285,101 千円)**

神戸市保育士・保育所支援センターで、市内私立保育園等と潜在保育士や保育補助者等のマッチング支援を行う。また、保育補助者等の雇用経費に対する補助を行う。

○ (4) ICT の導入による負担軽減 〔59,200 千円〕

民間園における行政報告や申請手続き等について、ICT の導入による簡素化と負担軽減を推進するとともに、公立保育所全所におけるクラウドサービスを活用した保育所運営システムの導入による市民サービスの向上及び保育士の業務効率化・事務の軽減を図る。

(5) 多様な保育ニーズへの対応 〔563,216 千円〕

○ ①保育所等における医療的ケア児の受入れの拡大 (101,889 千円)

日常生活において「経管栄養」や「たんの吸引」など、医療的ケアを必要とする子どもが心身の状況に応じて、適切な保育を受けることができるよう、17 施設で受入れを行う。
(10 施設→17 施設)

○ ②病児保育事業の充実 (417,147 千円)

児童が病気などのとき、病院や診療所と併設した施設で一時的な保育を実施する病児保育施設を市内 22 か所で運営する。

また、利用者の利便性向上及び利用人数の増加のため、予約システム導入に要する経費を補助する。

③就学前児童を対象とした多様な集団活動事業の利用支援 (44,180 千円)

幼児教育・保育の無償化の対象外である就学前児童を対象とした集団活動（「森のようちえん」や外国人学校等）の利用者への支援を行う。

◆対象：3～5歳児

◆上限：20,000 円/月

(6) 多子世帯への支援の充実 〔719,242 千円〕

①保育料の減免 (553,839 千円)

幼児教育・保育の無償化の対象外である住民税課税世帯の0～2歳児の保育料について、全ての世帯において第2子半額・第3子以降を無償にする。

②一時保育料の減免 (29,540 千円)

保護者の傷病等により緊急・一時的に保育所等で子どもの預かりを行う一時保育において、満1～2歳児の利用料について、第2子半額・第3子以降を無償にする。

（現行の利用料 2,400 円/日 ※リフレッシュのための利用の場合 3,600 円/日）

③保育所等における副食費の第3子以降無償化 (135,863 千円)

3～5歳児の副食費について、全ての世帯において第3子以降を無償にする。

(7) 学童保育の充実 **[1,319,454 千円]**

○ ①学童保育施設の整備 **(853,376 千円)**

利用者数の増加に対応するため、学童保育の実施場所を確保する。

◆整備（8か所）

- ・灘区 1か所
- ・中央区 1か所
- ・須磨区 1か所
- ・垂水区 4か所
- ・西区 1か所

◆設計（2か所）

- ・垂水区 1か所
- ・西区 1か所

○ ②学童保育利用者を対象とした学習支援の実施 **(136,584 千円)**

学童保育の実施時間内において、学童保育利用者を対象に宿題の見守り等の学習支援を実施することで、子ども達の学習習慣の定着を図る。

※令和4年度に市内全ての公立施設で実施予定



○ ③来退所等管理システムの導入 **(100,118 千円)**

児童の来退所管理や施設と保護者の連絡・情報共有のためのシステム導入に係る費用を補助し、職員の事務負担軽減や児童の安全確保を図る。

※令和4年度中に市内全ての公立施設へ導入予定



④民設学童保育の支援 **(229,376 千円)**

増加する学童保育需要に対応するために、民間の学童保育事業に対し、引き続き運営に対する支援を行う。

○ (8) 監査機能の強化 **[17,000 千円]**

保育の質の確保や、適正な運営に向け、教育・保育施設及び市立児童館の監査機能について強化を図る。

2. 妊娠・出産・子育て期の支援

(1) 妊婦に対する相談支援の充実 【23,418 千円】

◎ ①産前サポート事業 (11,774 千円)

妊娠や出産への不安の軽減を図り、必要な支援につなげるため、妊娠・出産に不安を抱えている妊婦や、多胎妊婦・若年妊婦・特定妊婦等、支援が必要な妊婦を対象に、保健師による専門的相談に加え、新たに助産師を派遣する。

○ ②不安や問題を抱える妊婦への支援 (11,644 千円) ※うち令和3年度2月補正 8,618 千円

思いがけない妊娠など様々な問題を抱えている方の孤立や悩みの深刻化を防ぎ、虐待の未然防止に努めるため、24時間・365日の相談体制を確保する。また、出産や今後の生活について落ち着いて考えることのできる居場所の提供を行うとともに、産婦本人の養育方針や養育の不安等に応じて必要な支援機関へとつなぐ体制を構築する。

(2) 産後ケア事業 【79,200 千円】

産後1年未満の育児不安が強い母親を対象に、助産所における宿泊・通所および助産師による訪問を通して、母体のケアや育児に対する手厚い支援と相談を行う。

- ◆宿泊・通所：あわせて最大21回
- ◆訪問：5回



(3) 産前・産後ホームヘルプサービス事業 【29,498 千円】

産前・産後に育児ヘルパーを派遣し、家事・育児に関する援助、支援を行う。

- ◆産前：妊娠中、最大10回
- ◆産後：出産1年後以内、最大10回

※多胎児家庭については、0歳児：上限48回、1～3歳児：年24回

(4) 妊婦健康診査費用助成 【1,013,249 千円】

妊婦の健康を保ち安心して出産できるよう、妊婦健康診査に要する費用を助成する。

(上限14回・12万円)※多胎妊婦はさらに2.5万円を追加)

(5) 妊産婦へのタクシー利用助成 【38,900 千円】

妊娠婦の負担軽減を図るため、外出時のタクシー利用料を助成する。

(5,000円/人)



(6) こども医療費助成 【4,978,907 千円】

高校3年生まで全ての子どもが無料もしくは低額な負担金で医療機関を受診できるよう医療費を助成する。

- ◆入院 0～18歳：負担なし
- ◆外来 0～2歳：負担なし

3～15歳：1医療機関等あたり1日上限400円を月2回 ※3回目以降無料

3. 特に支援が必要な子どもたち・家庭への支援

(1) 児童虐待防止等

○ ①児童虐待に係る相談・通報への対応強化

こども家庭センターに児童福祉司・児童心理司の合計 19 名及び一時保護所職員 5 名を増員する。

○ ②一時保護された子どもの意見表明支援制度の導入

一時保護の手続等の過程における子どもの意見聴取の際に、子どもが自らの意見を形成し、表明するための支援として、第三者が子どもの意見を代弁する仕組みを導入し、子どもの権利擁護を図る。

○ ③一時保護所の学習支援体制の充実

令和 4 年度の移転に際し、一時保護所に入所中の児童に対する学習支援体制を強化し、支援の充実を図る。

○ ④児童家庭支援センターの増設等

児童相談所・各区保健福祉部の補完的機能として、地域の相談窓口や在宅支援を強化するため、児童家庭支援センターを 1 か所増設するとともに、支援が必要な子どもの見守りの充実を図る。

◆ 3 か所→4 か所



(2) DV 対策 【33,714 千円】

配偶者暴力相談支援センターにおいて相談や情報提供、カウンセリング等を引き続き実施するとともに、DV 被害者が一時的に避難できる民間シェルターの運営費等の補助、さらにパープルリボンキャンペーン等の啓発事業を行う。

(3) 障害のある子どもへの支援 【14,300 千円】

○ ①聴覚障害児支援中核機能モデル事業の実施 (13,000 千円)

医療・保健・福祉・教育の連携を強化し、聴覚障害児とその家族に対して適切な情報と切れ目のない支援を提供することを目的として、神戸市立医療センター中央市民病院「総合聴覚センター」に専門のコーディネーターを配置し、国の補助事業を活用した「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」を実施する。

○ ②障がい児支援施策推進のためのネットワーク構築 (1,300 千円)

障がいのある子どもの支援に関する課題の共有や必要な支援策についての協議等の場として引き続き「神戸市療育ネットワーク会議」を開催するとともに、障害児支援従事者に対する研修を実施することにより、相談支援機関の人材を育成し、質を向上させ、障害児支援の充実を図る。

(4) 社会的養育体制の充実 【59,659 千円】

○ ①児童養護施設等への支援 (34,459 千円)

職員定数を越えて障害児対応職員を雇用している児童養護施設に対し、補助のさらなる加算を行う。また、児童養護施設等における ICT 化の支援を実施し、職員の負担軽減を図る。

○ ②里親委託の促進 （15,200 千円）

新規里親登録を促進するため、効果的な広報啓発を行うとともに、里親委託率の向上を図るため、未委託の里親に対する養育技術向上のためのトレーニングを引き続き実施する。また、里親間で年齢や子どもの発達段階に応じた課題や情報共有を行なう場として、交流会を開催する。

○ ③ファミリーホームの増設 （10,000 千円）

家庭的な環境（5～6名）で児童の養育を行うファミリーホームを1か所増設する。

◆ 5か所→6か所



（5）ひとり親家庭への支援 【355,937 千円】

①ひとり親家庭高校生通学定期券補助 （287,283 千円）

ひとり親家庭^{*}の全ての高校生等に対して、対象交通機関を限定せず通学定期券の購入費を全額補助する。

^{*}児童扶養手当受給世帯等要件あり

②養育費確保支援 （4,154 千円）

離婚前講座や養育費・面会交流等に関する相談業務を行うとともに、公正証書等の作成費用および養育費保証会社との契約にかかる費用を補助する。

○ ③ひとり親家庭の就業サポート （64,500 千円） ※うち令和3年度2月補正 60,000 千円

SNS や AI 等を活用し、忙しいひとり親家庭の親が時間を気にせず相談しやすい無料のオンライン相談を実施する。また、ひとり親家庭の中長期的な自立を支援するため、就職に関連する資格取得講座を開催し、資格取得できた方には就職準備金として、5万円を補助する。

◎ （6）こどもケアラー世帯への訪問支援事業 【10,147 千円】

障がいや病気のある家族、幼い兄弟等、ケアを必要とする人がいるために、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている児童（こどもケアラー）に対し、ヘルパーを派遣することにより、ケアの負担軽減を図る。

4. 地域における子育て支援・青少年の健全育成

(1) こべっこランド・こども家庭センターの移転拡充 【3,484,392 千円】

※令和3年度2月補正（明許縁越）

こべっこランドを再整備するとともに、児童相談所の子どもたちを取り巻く施設環境を抜本的に改善し、増加する相談件数に対応するため、令和4年9月の移転を目指し整備を進める。

◆移転場所：兵庫区上庄通1丁目1番（地下鉄海岸線 和田岬駅より徒歩約5分）



<完成イメージ>

(2) 地域における子育て環境づくりの推進 【235,862 千円】

○ ①「こべっこあそびひろば」の整備 (161,181 千円)

学齢前の子どもが遊びを通じて体力・知力の向上を図ることができるように、室内で安全に思い切り遊べる拠点「こべっこあそびひろば」を整備する。

◆西部（西神中央）：令和5年5月頃 開設予定

※北部（岡場）：令和元年7月 開設

※東部（六甲アイランド）：令和3年4月 開設



<六甲アイランド>

○ ②「おやこふらっとひろば」の整備・運営 (74,681 千円)

子育て中の親と子が孤立しないよう、気軽に集える「おやこふらっとひろば」を令和4年度末までに各区に1か所ずつ開設する。

◆中央区：令和4年7月開設予定（区役所新庁舎内）

◆垂水区：令和5年3月末開設予定

（垂水区文化センタ一体体育室跡に愛垂児童館・平磯児童館を統合した児童館と一体的に整備・運営）

※他区（東灘・灘・兵庫・北・長田・須磨・西）については開設済み



<灘区>

(3) 青少年の居場所・活動拠点 【204,703 千円】

青少年会館やユースプラザ・ユースステーションの運営を通じ、中高生を中心とする青少年に居場所や自主的な活動の機会を提供する。

また、現在の西図書館跡の一部に、ユースステーション西を再整備する。

◆令和5年5月頃 開設予定

5. 全ての子どもたちの未来を応援

◎ (1) 高校生等通学定期券補助 【80,000 千円】(令和4年9月~)

子育て世帯の負担の軽減と子どもの進路選択の幅を広げることを目的に、高校生等の通学定期券購入にかかる経費について補助を行う。

◆補助額：年額 144,000 円^{*}を超える通学定期券購入費用の2分の1

^{*}令和4年度は9月開始予定のため、年額 84,000 円

◆申請期間：翌年1~4月

○ (2) こどもの居場所づくりの全市展開 【116,900 千円】

居場所の立ち上げ支援等に関するコーディネーター機能を強化する等、子どもの居場所の全市拡大を図る。

さらに、運営団体・利用者・行政機関などが情報の収集・発信に利用できるポータルサイトを開設する。

◆市内 97 校区→133 校区（全 163 小学校区中）実施



○ (3) 子育て世帯への食を通じたつながり支援 【36,533 千円】

新型コロナウイルス感染症の影響で生活が厳しい状況になるなど、支援につながっていない又はつながりの希薄な子育て世帯を対象に、食品等の提供を通じて地域や行政等につなげる取組みを実施する団体に対して、運営費の補助を行う。

◆市内 12 か所



○ (4) 学びへつなぐ地域型学習支援 【13,400 千円】

経済的な事情等により、学習機会を十分に得られていない中学生を対象に、無償で学習支援を行う団体に対して、運営費の補助および運営支援を行う。

◆市内 4 か所



(5) 中高生の学習スペースの確保 【4,020 千円】

公共施設を活用し、学校の長期休業期間中に無料学習スペースを設置する。

◆市内 10 か所

6. 子育てしやすい社会環境づくりと啓発

◎ (1) 子育て応援サイトのリニューアル [30,000千円]

市民にとっての使いやすさの向上や、掲載情報の充実を図るため、子育て応援サイト「ママフレ」を再構築する。

◆令和5年度 供用開始予定



(2) こべっこウェルカムプレゼント [146,550千円]

子どもが生まれたご家族を祝福し、神戸の魅力がつまっている「こべっこウェルカムプレゼント」をお贈りする。

※第1子: 1万円 第2子: 1.5万円 第3子以降: 3万円
相当のカタログギフト



(3) 新型コロナウイルス感染症対応 [512,700千円]

①児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策 (503,700千円)

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、児童福祉施設等で必要なかかりまし経費や消毒液やマスク等の購入費用を補助する。

◆補助額：1施設当たり最大 500,000 円

②不安を抱える妊婦へのPCR検査助成 (9,000千円)

不安を抱えている妊婦に対する不安解消を目的に、分娩前にPCR等のウイルス検査を実施する。

◆補助額：上限 20,000 円

◎ (4) 保育士・幼稚園教諭、放課後児童支援員、児童養護施設等職員に対する待遇改善

[1,721,505千円]

※うち令和3年度2月補正 954,000千円

国において示された、保育士・幼稚園教諭、放課後児童支援員、児童養護施設等職員に対する月額3%程度(9,000円程度)の待遇改善を令和4年2月より実施する。

3. 一般会計

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
17 使用料及手数料	658,879	4 民 生 費	123,944,058
1 使 用 料	658,879	1 民 生 総 務 費	13,079,172
18 国 庫 支 出 金	46,097,376	3 こども家庭費	104,324,460
1 負 担 金	39,540,951	7 民生施設整備費	6,540,426
2 補 助 金	6,556,425	5 衛 生 費	3,532,816
19 県 支 出 金	17,213,001	1 衛 生 総 務 費	1,004,393
1 負 担 金	13,999,581	2 公 衆 衛 生 費	2,528,423
2 補 助 金	3,213,420	13 教 育 費	300,848
20 財 産 収 入	173,351	1 教 育 総 務 費	300,848
1 財 産 運 用 収 入	74,549		
2 財 産 売 払 収 入	98,802		
21 寄 附 金	30,100		
1 寄 附 金	30,100		
22 繰 入 金	6,664		
2 基 金 繰 入 金	6,664		
24 諸 収 入	10,016,596		
1 納 付 金	1,492,153		
2 措 置 費 受 入	5,426,179		
4 受 託 事 業 収 入	105,482		
5 貸 付 金 元 利 収 入	2,727,667		
7 雜 入	265,115		
25 市 債	1,704,000		
1 市 債	1,704,000		
歳 入 合 計	75,899,967	歳 出 合 計	127,777,722

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款項目節	本年度	前年度	比較	説明
17 使用料及手数料	658,879	717,226	△58,347	
1 使 用 料	658,879	717,226	△58,347	
3 民 生 使 用 料	658,879	717,226	△58,347	
3 保 育 所	481,837	511,800	△29,963	市立保育所保育料等
4 総 合 児 童 一 セ ナ タ 一	4,289	212	4,077	駐車場、研修室等
11 児 童 発 達 支 援 一 セ ナ タ 一	165,243	195,562	△30,319	ひまわり学園等
12 自 立 援 助 ホ ー ム	4,320	4,320	-	子供の家
13 青 少 年 会 館	3,190	5,332	△2,142	会議室等
18 国 庫 支 出 金	46,097,376	44,879,524	1,217,852	
1 負 担 金	39,540,951	39,221,944	319,007	
1 民 生 費 負 担 金	39,275,175	38,960,829	314,346	
3 児 童 措 置 費 負 担 金	5,929,247	5,536,156	393,091	児童福祉措置費に対する負担金 負担率1/2
4 こども給付費 負 担 金	17,218,880	16,574,473	644,407	施設型給付費・地域型保育給付費に に対する負担金 負担率10/10又は1/2
5 児 童 手 当 費 負 担 金	14,132,441	14,780,904	△648,463	児童手当費に対する負担金 負担率37/45又は4/6
6 児 童 扶 養 手 当 費 負 担 金	1,961,219	2,008,222	△47,003	児童扶養手当費に対する負担金 負担率1/3
7 児 童 相 談 所 費 負 担 金	33,388	61,074	△27,686	こども家庭センターに対する負担金 負担率1/2
2 衛 生 費 負 担 金	265,776	261,115	4,661	
1 保 健 衛 生 費 負 担 金	265,776	261,115	4,661	小児慢性特定疾病医療費等に に対する負担金 負担率1/2
2 補 助 金	6,556,425	5,657,580	898,845	
2 民 生 費 補 助	6,184,773	5,180,587	1,004,186	
3 児 童 福 祉 費 補 助	1,053,152	-	1,053,152	児童福祉法施行に要する事務費等に対する 補助金 補助率10/10,3/4,2/3又は1/2
4 こども育成費 補 助	1,192,199	227,146	965,053	児童福祉法施行に要する事務費等に対する 補助金 補助率10/10,9/10,3/4,1/2又は1/3
8 民 間 施 設 費 老朽改修費補助	214,796	2,564,106	△2,349,310	民間社会福祉施設の老朽改修費に に対する補助金 補助率2/3,1/2又は1/3
9 こども青少年費 補 助	1,943,888	1,314,372	629,516	児童福祉法施行に要する事務費等に に対する補助金 補助率3/4,2/3,1/2又は1/3
10 児 童 相 談 所 費 補 助	54,571	42,259	12,312	児童福祉法施行に要する事務費等に に対する補助金 補助率1/2
11 保 育 振 興 費 補 助	1,726,167	1,032,704	693,463	児童福祉法施行に要する事務費等に に対する補助金 補助率3/4,2/3,1/2又は1/3

(単位:千円)

款項目節		本年度	前年度	比較	説明
	3衛生費補助	349,711	455,858	△106,147	
	1保健衛生費補助	349,711	455,858	△106,147	母子保健事業に対する補助金 補助率2/3,1/2又は1/3
	11教育費補助	21,941	21,135	806	
	1奨学援助費補助	21,941	21,135	806	補足給付に対する補助金 補助率1/3
19県支出金		17,213,001	17,098,506	114,495	
	1負担金	13,999,581	13,911,221	88,360	
	1民生費負担金	13,999,581	13,911,221	88,360	
	1児童手当費金 負担	3,057,304	3,228,730	△171,426	児童手当費に対する負担金 負担率1/6又は4/45
	5児童措置費金 負担	1,517,905	1,690,684	△172,779	児童福祉措置費に対する負担金 負担率1/4
	6こども給付費金 負担	9,424,372	8,991,807	432,565	施設型給付費・地域型保育給付費に 対する負担金 負担率1/4
2補助金		3,213,420	3,187,285	26,135	
	2民生費補助	3,128,670	3,092,639	36,031	
	1こども医療費補助	1,170,097	1,200,063	△29,966	こども医療費に対する補助金 補助率10/10又は1/2
	2ひとり親家庭等 医療費補助	120,020	121,998	△1,978	ひとり親家庭等医療費に対する補助金 補助率2/5
	3児童福祉費 補助	1,838,553	1,770,578	67,975	児童福祉法施行に要する事務費等に対する補助金 補助率10/10,1/2,1/3,3/10,1/4又は1/6
	3衛生費補助	62,809	73,511	△10,702	
	3保健衛生費補助	62,809	73,511	△10,702	母子保健事業に対する補助金 補助率1/2,1/3,1/4又は1/6
	10教育費補助	21,941	21,135	806	
	8奨学援助費補助	21,941	21,135	806	補足給付に対する補助金 補助率1/3
20財産収入		173,351	51,623	121,728	
	1財産運用収入	74,549	51,623	22,926	
	1貸地料	74,549	51,573	22,976	
	3一般土地	74,549	51,573	22,976	私立保育園等
	2貸家料	-	50	△50	
	7一般建物	-	50	△50	湊川児童館

(単位:千円)

款項目節		本年度	前年度	比較	説明
2 財産売扱収入	2 土地売却代	98,802	-	98,802	
	3 一般土地	98,802	-	98,802	
21 寄附金		30,100	3,200	26,900	
1 寄附金	1 寄附金	30,100	3,200	26,900	
	2 其他寄附	30,100	3,200	26,900	
	6 こども家庭局	30,100	3,200	26,900	
22 繰入金		6,664	6,663	1	
2 基金繰入金	2 基金繰入金	6,664	6,663	1	
	1 基金繰入金	6,664	6,663	1	
	10 子ども交流支援基金繰入	6,664	6,663	1	中高生の国際交流事業繰入金
24 諸収入		10,016,596	10,140,606	△124,010	
1 納付金	1 納付金	1,492,153	1,528,605	△36,452	
	2 民生費納付金	1,492,153	1,528,605	△36,452	
	4 こども医療費	1	1	-	受給者納付金
	5 ひとり親家庭等医療費	1	1	-	受給者納付金
	6 児童福祉施設	1,490,728	1,527,191	△36,463	学童保育料等
	7 日本スポーツ振興センター	1,423	1,412	11	災害共済給付制度掛金保護者負担分
	2 措置費受入	5,426,179	5,352,059	74,120	
2 措置費受入	1 民生施設設入	5,426,179	5,352,059	74,120	
	2 自立援助ホーム	18,946	16,978	1,968	自立援助ホーム子供の家
	3 児童自立支援施設	160,488	174,335	△13,847	若葉学園
	4 保育所	4,813,551	4,774,570	38,981	市立保育所
	5 児童発達支援センター	349,394	386,176	△36,782	市立児童発達支援センター
	7 民生施設措置費等受入	83,800	-	83,800	
	4 受託事業収入	105,482	55,556	49,926	
	2 其他受託収入	105,482	55,556	49,926	

(単位:千円)

款項目節			本年度	前年度	比較	説明
		1 民生施設	105,482	55,556	49,926	保育所等における他都市からの受託収入
		5 貸付金元利収入	2,727,667	2,819,309	△91,642	
		1 民生費貸付金 返還	2,727,667	2,819,309	△91,642	
		3 父子家庭児童 福祉資金貸付金	5,157	4,548	609	
		4 施設児童自立 促進資金貸付金	180	180	-	
		6 民間施設整備 資金貸付金	2,722,330	2,814,581	△92,251	
	7 雜	入	265,115	385,077	△119,962	
		5 償還金	197,775	188,855	8,920	
		8 児童相談所	700	1,254	△554	職員食費等
		9 児童自立支援施設	4,550	4,395	155	職員食費等
		10 保育所	174,500	177,953	△3,453	入所児童給食費
		12 児童発達支援 センターハウス	18,025	5,216	12,809	職員食費等
		母子生活支援施設	-	37	△37	
		6 受講料	2,988	3,664	△676	
		4 こども青少年講座 市民講座	2,988	3,664	△676	
		9 雜	64,352	192,558	△128,206	
	25 市	債	1,704,000	4,153,000	△2,449,000	
		1 市	1,704,000	4,153,000	△2,449,000	
		1 民生債	1,704,000	4,153,000	△2,449,000	
		1 民生施設整備債 事業公債	1,704,000	4,153,000	△2,449,000	児童福祉施設の整備にかかる起債承認見込額
	歳入合計		75,899,967	77,050,348	△1,150,381	

(3) 歳出予算の説明

第4款 民生費

第1項 民生総務費

(単位:千円)

款項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他の	一般財源
4 民 生 費	123,944,058	124,446,325	△502,267	62,588,199	1,704,000	10,855,720	48,796,139
1 民生総務費	13,079,172	12,821,484	257,688	64,636	-	-	13,014,536
1 職員費	13,079,172	12,821,484	257,688	64,636	-	-	13,014,536

1 職員費

こども家庭局所属職員の給料、職員手当等の経費

13,079,172 千円

第3項 こども家庭費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
4 民 生 費							
3 こども家庭費	104,324,460	101,832,189	2,492,271	60,956,413	315,000	8,056,126	34,996,921
1 こども総務費	308,019	214,232	93,787	12,375	-	6,349	289,295
2 こども育成費	1,905,230	1,789,662	115,568	357,915	-	611,165	936,150
3 保育振興費	8,048,717	7,234,119	814,598	1,951,328	-	5,705,968	391,421
4 こども青少年費	7,409,074	6,555,652	853,422	3,132,341	315,000	814,432	3,147,301
5 児童措置費	12,249,684	11,590,850	658,834	7,447,152	-	613,532	4,189,000
6 こども給付費	41,344,236	40,827,824	516,412	26,713,728	-	-	14,630,508
7 こども医療費	5,153,851	5,306,517	△152,666	1,170,097	-	2	3,983,752
8 ひとり親家庭等医療費	565,509	566,587	△1,078	120,020	-	1	445,488
9 児童手当費	20,955,782	21,285,384	△329,602	17,864,745	-	-	3,091,037
10 児童扶養手当費	6,015,444	6,063,317	△47,873	2,125,219	-	-	3,890,225
11 児童相談所費	284,736	341,848	△57,112	61,493	-	85,200	138,043
12 児童自立支援施設費	84,178	56,197	27,981	-	-	219,477	△135,299

1 子ども総務費

子ども・子育て支援施策の総合的推進等に要する経費	
(1) こべっこウェルカムプレゼント	146,550 千円
(2) 子育て情報の発信	41,397 千円
(3) 命の感動体験学習等	2,673 千円
(4) 子育て応援メール配信	5,200 千円
(5) 学びへつなぐ地域型学習支援	13,400 千円
(6) 子育て世帯への食を通じたつながり支援	36,533 千円
(7) 中高生の学習スペースの設置	4,020 千円
(8) 児童福祉法施行(子ども企画課・子ども未来課所管分)事務等	58,246 千円

2 子ども育成費

要保護児童対策、ひとり親家庭対策等に要する経費

(1) 児童虐待防止対策	88,759 千円
(2) 施設入退所児童対策	85,840 千円
(3) 児童の緊急一時保護	24,000 千円
(4) 児童養護施設等の人材確保	59,917 千円
(5) DV被害者支援対策	39,514 千円
(6) 里親制度の広報・啓発	2,000 千円
(7) 子育てリフレッシュステイ事業	18,000 千円
(8) 自立援助ホーム子供の家の運営	93,000 千円
(9) ひとり親家庭支援	514,393 千円
(10) 療育センターの運営	577,374 千円
(11) 障害児療育寄附講座	60,000 千円
(12) 障害児支援	36,879 千円
(13) 民間社会福祉施設運営助成等	139,878 千円
(14) 新型コロナウイルス感染症対策	40,000 千円
(15) 児童福祉法施行(家庭支援課所管分)事務等	125,676 千円

3 保育振興費

各種保育施策に要する経費

(1) 保育人材確保対策	1,921,079 千円
(2) ICT化による業務負担軽減	61,700 千円
(3) 一時保育、預かり保育	687,654 千円
(4) 病児保育	417,147 千円
(5) 延長保育	312,000 千円
(6) 障害児保育	628,299 千円
(7) 医療的ケア児の受け入れ	101,889 千円
(8) 保育士等研修事業	33,715 千円
(9) 民間社会福祉施設運営助成等	2,389,050 千円
(10) 市立保育所の運営	895,675 千円
(11) 滞納保育料対策	5,000 千円
(12) 社会福祉法人への移管保育所の保育環境整備	42,262 千円
(13) 児童の安全・安心対策	4,000 千円
(14) 地域子育て支援センター事業	23,929 千円
(15) 新型コロナウイルス感染症対策	275,600 千円
(16) 児童福祉法施行(幼保振興課・幼保事業課所管分)事務等	249,718 千円

4 こども青少年費

児童及び青少年健全育成等に要する経費

(1) こべっこあそびひろば等の整備、運営	228,331 千円
(2) 区役所等を活用した地域子育て支援拠点の運営	87,669 千円
(3) ファミリー・サポート・センター事業	24,521 千円
(4) 地域主体の子育て支援	103,375 千円
(5) 総合児童センターの運営等	224,856 千円
(6) 児童館の運営等	1,740,409 千円
(7) 学童保育の充実	4,041,962 千円
(8) 神戸っ子のびのびひろばの推進	147,500 千円
(9) こどもの居場所づくりの支援	116,900 千円
(10) 青少年施策の推進	109,824 千円
(11) 青少年の自立と自己実現の支援・若年就労支援等	178,742 千円
(12) 青少年の国際交流等	7,845 千円
(13) 新型コロナウイルス感染症対策	189,000 千円
(14) 児童福祉法施行(こども青少年課所管分)事務等	208,140 千円

5	児童措置費	
	児童福祉法による児童福祉施設への入所に要する経費	12,249,684 千円
6	こども給付費	
	子ども・子育て支援法による施設型給付及び地域型保育給付に要する経費	41,344,236 千円
7	こども医療費	
	子どもの医療費の助成に要する経費	5,153,851 千円
8	ひとり親家庭等医療費	
	ひとり親家庭等の医療費の助成に要する経費	565,509 千円
9	児童手当費	
	児童手当の支給に要する経費	20,955,782 千円
10	児童扶養手当費	
	児童扶養手当の支給に要する経費	6,015,444 千円
11	児童相談所費	
	こども家庭センターの運営等に要する経費	284,736 千円
12	児童自立支援施設費	
	若葉学園の運営に要する経費	84,178 千円

第7項 民生施設整備費

(単位:千円)

款 项 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
4 民 生 費							
7 民 生 施 設 整 備 費	6,540,426	9,792,652	△3,252,226	1,567,150	1,389,000	2,799,594	784,682
1 児 童 福 祉 施 設 整 備 費	6,540,426	9,792,652	△3,252,226	1,567,150	1,389,000	2,799,594	784,682

1 児童福祉施設整備費

児童福祉施設の整備等に要する経費

- | | |
|----------------------------|--------------|
| (1) 保育所・認定こども園整備助成等 | 1,726,205 千円 |
| (2) 保育施設耐震・老朽改修助成等 | 102,000 千円 |
| (3) 保育所用地の確保 | 10,570 千円 |
| (4) 児童館整備事業等 | 392,700 千円 |
| (5) 公立保育所再整備事業 | 753,000 千円 |
| (6) 民間社会福祉施設整備融資等 | 2,827,944 千円 |
| (7) 児童家庭支援センター・ファミリーホームの増設 | 28,600 千円 |
| (8) その他児童福祉施設老朽改修等 | 699,407 千円 |

第5款 衛生費

第1項 衛生総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
5 衛 生 費	3,532,816	4,046,892	△514,076	678,296	-	29,870	2,824,650
1 衛 生 総 務 費	1,004,393	1,165,864	△161,471	31,580	-	16,670	956,143
1 職 員 費	1,004,393	1,165,864	△161,471	31,580	-	16,670	956,143

1 職員費

こども家庭局所属職員の給料、職員手当等の経費

1,004,393 千円

第2項 公衆衛生費

(単位:千円)

款 项 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
5 衛 生 費							
2 公 衆 衛 生 費	2,528,423	2,881,028	△352,605	646,716	-	13,200	1,868,507
1 保 健 衛 生 費	2,528,423	2,881,028	△352,605	646,716	-	13,200	1,868,507

1 保健衛生費

母子保健、難病施策等に要する経費

(1) 母子保健指導	10,985 千円
(2) 妊婦に対する相談支援の充実	11,774 千円
(3) 子育て世代包括支援センター事業	56,000 千円
(4) 産後ケア事業	79,200 千円
(5) ハイリスク児の子育て教室	1,213 千円
(6) 妊婦健康診査	1,013,249 千円
(7) 産婦健康診査	80,161 千円
(8) 乳幼児健康診査	177,500 千円
(9) 新生児への検査事業	76,259 千円
(10) 未熟児養育医療及び妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等療養援護費	102,773 千円
(11) 特定不妊治療費助成	272,388 千円
(12) 養育支援訪問事業	29,498 千円
(13) 妊産婦への移動支援	38,900 千円
(14) 思春期ヘルスケア事業	5,019 千円
(15) 小児慢性特定疾病医療費助成等	443,269 千円
(16) 母子保健法施行事務等	130,235 千円

第13款 教育費

第1項 教育総務費

(単位:千円)

款項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他の	一般財源
13 教育費	300,848	308,394	△7,546	43,882	-	-	256,966
1 教育総務費	300,848	308,394	△7,546	43,882	-	-	256,966
4 奨学援助費	300,848	308,394	△7,546	43,882	-	-	256,966

4 奨学援助費

私立幼稚園振興対策等に要する経費

(1) 私立幼稚園振興対策等 300,848 千円

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳			
			国県支出金	市債	その他の	一般財源
(1) こべっこウェルカムプレゼント事業	令和4年度～令和5年度	43,000	-	-	-	43,000
(2) 総合療育センター送迎バス賃借	令和4年度～令和10年度	71,000	-	-	-	71,000
(3) 総合療育センター送迎バス運行業務	令和4年度～令和7年度	96,000	-	-	-	96,000
(4) 東部療育センター送迎バス運行業務	令和4年度～令和11年度	335,000	-	-	-	335,000
(5) 給与計算事務等業務委託	令和4年度～令和7年度	55,000	-	-	-	55,000
(6) ユースステーション運営(北神)	令和4年度～令和5年度	8,000	-	-	-	8,000
(7) ユースステーション運営(灘)	令和4年度～令和6年度	10,000	-	-	-	10,000
(8) ユースステーション運営(兵庫・長田・垂水)	令和4年度～令和7年度	48,000	-	-	-	48,000
(9) 学童保育コナ一運営	令和4年度～令和8年度	180,000	94,000	-	38,000	48,000
(10) おやこふらっとひろば運営(中央)	令和4年度～令和7年度	25,800	16,794	-	-	9,006
(11) 一時保護所給食調理業務	令和4年度～令和8年度	192,000	-	-	-	192,000
(12) 若葉学園給食調理業務	令和4年度～令和8年度	164,000	-	-	-	164,000
(13) 令和4年度民間施設整備資金貸付 損失補償	令和4年度～令和34年度	1,350,000	-	-	1,350,000	-
(14) 妊産婦へのタクシー利用料助成事業	令和4年度～令和6年度	69,685	-	-	-	69,685
(15) 養育支援訪問事業	令和4年度～令和7年度	87,000	46,000	-	20,000	21,000

4. 特 別 会 計

[1] 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 事 業 収 入	158,843	1 事 業 費	158,843
1 繼 入 金	4,000	1 貸 付 金	154,638
2 繰 越 金	30,050	2 貸 付 諸 費	4,205
3 諸 収 入	124,793		
歳 入 合 計	158,843	歳 出 合 計	158,843

(2) 歳 入 予 算 の 説 明

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 事 業 収 入		158,843	160,847	△2,004	
1 繰 入 金		4,000	4,000	-	
1 母子福祉資金 1 一般会計繰入金		3,882	3,879	3	
1 母子福祉資金 1 一般会計繰入金		3,882	3,879	3	一般会計からの所要額の繰入
2 寡婦福祉資金 2 一般会計繰入金		118	121	△3	
1 寡婦福祉資金 1 一般会計繰入金		118	121	△3	一般会計からの所要額の繰入
2 繰 越 金		30,050	18,002	12,048	
1 母子福祉資金 1 繰 越 金		14,130	1,273	12,857	
1 母子福祉資金 1 繰 越 金		14,130	1,273	12,857	
2 寡婦福祉資金 2 繰 越 金		1,690	128	1,562	
1 寡婦福祉資金 1 繰 越 金		1,690	128	1,562	
3 父子福祉資金 3 繰 越 金		14,230	16,601	△2,371	
1 父子福祉資金 1 繰 越 金		14,230	16,601	△2,371	

(単位:千円)

款　項　目　節		本　年　度	前　年　度	比　較	説　明
3 諸 収 入	1 母子福祉資金 貸付金元利収入	124,793	138,845	△14,052	
	1 母子福祉資金 貸付金元利収入	117,756	131,142	△13,386	
	1 母子福祉資金 貸付金元利収入	117,756	131,142	△13,386	
	2 寡婦福祉資金 貸付金元利収入	4,752	6,122	△1,370	
	1 寡婦福祉資金 貸付金元利収入	4,752	6,122	△1,370	
	3 父子福祉資金 貸付金元利収入	2,285	1,581	704	
	1 父子福祉資金 貸付金元利収入	2,285	1,581	704	
	歳　入　合　計	158,843	160,847	△2,004	

(3) 歳出予算の説明

第1款 事業費

第1項 貸付金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 事 業 費	158,843	160,847	△2,004	-	-	154,843	4,000
1 貸 付 金	154,638	156,612	△1,974	-	-	154,637	1
1 母 子 福 祉 資 金 貸 付 金	131,691	132,187	△496	-	-	131,690	1
2 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	6,432	6,243	189	-	-	6,432	-
3 父 子 福 祉 資 金 貸 付 金	16,515	18,182	△1,667	-	-	16,515	-

1 母子福祉資金貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子福祉資金貸付に要する経費 131,691 千円

2 寡婦福祉資金貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく寡婦福祉資金貸付に要する経費 6,432 千円

3 父子福祉資金貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく父子福祉資金貸付に要する経費 16,515 千円

第2項 貸付諸費

(単位:千円)

款項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
1 事業費							
2 貸付諸費	4,205	4,235	△30	-	-	206	3,999
1 母子福祉資金事務費	4,077	4,107	△30	-	-	196	3,881
2 寡婦福祉資金事務費	128	128	-	-	-	10	118

1 母子福祉資金事務費

母子福祉資金の貸付事務に要する経費 4,077 千円

2 寡婦福祉資金事務費

寡婦福祉資金の貸付事務に要する経費 128 千円

5 . 議案

第 18 号議案

神戸市こべっこあそびひろば条例の一部を改正する条例の件

神戸市こべっこあそびひろば条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市こべっこあそびひろば条例の一部を改正する条例

神戸市こべっこあそびひろば条例（平成30年12月条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
<p>（名称及び位置）</p> <p>第 2 条 ひろばの名称及び位置は、 次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市こべっこあ そびひろば・岡場</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市こべっこあ そびひろば・西神 中央</td><td>神戸市西区糀台 5 丁目 6 番地の 1</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市こべっこあ そびひろば・岡場	[略]	神戸市こべっこあ そびひろば・西神 中央	神戸市西区糀台 5 丁目 6 番地の 1	<p>（名称及び位置）</p> <p>第 2 条 ひろばの名称及び位置は、 次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市こべっこあ そびひろば・岡場</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市こべっこあ そびひろば・岡場	[略]
名称	位置														
[略]	[略]														
神戸市こべっこあ そびひろば・岡場	[略]														
神戸市こべっこあ そびひろば・西神 中央	神戸市西区糀台 5 丁目 6 番地の 1														
名称	位置														
[略]	[略]														
神戸市こべっこあ そびひろば・岡場	[略]														

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和5年3月31日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、神戸市こべっこあそびひろば・西神中央の供用を開始する日は、令和5年3月31日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日とする。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の神戸市こべっこあそびひろば条例（以下「新条例」という。）を施行するために必要な神戸市こべっこあそびひろば・西神中央に係る指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例の例によりることができる。

理 由

神戸市こべっこあそびひろば・西神中央を新たに設置するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 19 号議案

神戸市立児童センター条例の件

神戸市立児童センター条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立児童センター条例

神戸市総合児童センター条例（昭和62年10月条例第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、神戸市立児童センター（以下単に「児童センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定め、もってすべての児童の心身の健やかな成長を促すとともに、児童の健全な育成に関する市民活動の推進を図るものとする。

（名称）

第 2 条 児童センターの名称は、こべっこランドとする。

（事業）

第 3 条 児童センターにおいては、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童の健全な遊びの場の提供及び遊びの指導に関すること。
- (2) 児童の発達の支援に関すること。
- (3) 子育ての情報の発信に関すること。
- (4) 児童館の運営支援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な事業

2 前項第 2 号に規定する事業については、神戸市児童相談所条例（昭和39年3月条例第70号）第 1 条に規定する神戸市こども家庭センターと連携して実施する。

（施設）

第 4 条 児童センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) プレイルーム
- (2) 赤ちゃんルーム

- (3) 育成室
- (4) 生活室
- (5) 料理教室
- (6) 造形スタジオ
- (7) 音楽スタジオ
- (8) 研修室
- (9) ホール
- (10) 駐車場
- (11) 前各号に掲げるもののほか、児童センターを利用する者の便宜に供する施設

(使用の許可)

第5条 施設（前条第10号及び第11号の施設を除く。第8条において同じ。）又はその附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、児童センターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 指定管理者は、前項の許可に児童センターの管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(届出)

第6条 施設等を使用しようとする者は、施設等の使用に当たって入場料、受講料その他の対価を收受するとき、又は営利を目的として若しくは第1条に規定する目的以外の目的のために施設等を使用しようとするときは、規則で定める事項を指定管理者に届け出なければならない。

(許可の基準)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると

認められるとき。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者がその使用を不適当であると認めるとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしないことができる。

- (1) 児童センターの管理運営上支障があると認められるとき。
(2) 前号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき。

(使用期間)

第8条 施設は、独占的使用で規則で定めるものをすることはできない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第9条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）及び駐車場を利用しようとする者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の納付)

第10条 使用料は、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第11条 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第12条 既納の使用料は、返還しない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(特別の設備の設置等)

第13条 使用者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 第5条第2項及び第7条の規定は、前項の許可について準用する。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項若しくは第13条第1項の許可を取り消し、又は施設等の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 許可された使用目的と異なった目的に施設等を使用したとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (5) 第7条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

- (1) 児童センターの管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。
(入館の制限等)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、児童センターへの入館を拒絶し、又は児童センターからの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者
- (4) 施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (5) 次条の規定に違反した者

(行為の禁止)

第17条 何人も、児童センター内において、児童センターの管理上支障がある行為で規則で定めるものをしてはならない。

(立入り等)

第18条 指定管理者は、児童センターの管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第19条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第5条第1項若しくは第13条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第20条 児童センター内において、施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第21条 市長は、次に掲げる児童センターの管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) 第3条に規定する事業に係る業務
- (2) 児童センターの利用及びその制限に関する業務
- (3) 児童センターの使用料の徴収及び返還に関する業務
- (4) 児童センターの維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、児童センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(施行細目の委任)

第22条 児童センターの開館時間及び休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例を施行するために必要な第5条第1項の許可、第6条の規定による届出、第9条の使用料の収受、第11条の使用料の減免その他必要な行為は、施行日前においても、この条例の規定の例によりすることができる。

（指定管理者不在等期間における児童センターの管理に関する業務）

3 市長が、指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第5条第1項及び第2項、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、第13条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条、第18条並びに第19条第2項の規定の適用については、第5条第1項中「児童センターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第5条第2項、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、第13条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条、第18条並びに第19条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

（児童福祉施設等に関する条例の一部改正）

4 神戸市立児童福祉施設等に関する条例（昭和33年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前	
(施設の種類)	(施設の種類)	
第2条 [略]	第2条 [略]	
<u>2 前項第2号に定める施設のうち、 神戸市立児童センターの管理及び運 営に関し必要な事項は、別に定め る。</u>		
<u>3 [略]</u>	<u>2 [略]</u>	
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）	
施設の種類	施設の名称	施設の位置
[略]	[略]	[略]
児童厚生施設	[略] 神戸市立 高羽児童 館	[略] [略]
	[略] 神戸市立 なぎさ児 童館	[略] [略]
	<u>神戸市立</u> <u>児童セン</u>	<u>神戸市兵庫区上</u> <u>庄通1丁目1番</u>

	<u>タ一</u>	<u>43号</u>			
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表（第9条関係）

(1) 育成室、生活室、料理教室、音楽スタジオ、研修室及びホールの使用料

施設	使用料					
	午前（午前9時30分から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後8時まで）	午前・午後（午前9時30分から午後9時30分まで）	午後・夜（午後1時から午後8時まで）	終日（午前9時30分から午後8時まで）
育成室	9,900円	15,800円	9,900円	23,000円	23,300円	30,600円
生活室	1,700円	2,700円	1,700円	4,000円	4,100円	5,300円
料理教室	4,200円	6,700円	4,200円	9,800円	8,100円	13,000円
音楽スタジオ	1 2	3,300円 2,700円	5,300円 4,400円	3,300円 2,700円	7,700円 6,300円	7,900円 6,500円
研修室	1 2 3	1,700円 1,700円 1,700円	2,700円 2,700円 2,700円	1,700円 1,700円 1,700円	4,000円 4,000円 4,000円	4,100円 4,100円 4,100円
ホール		12,900円	20,700円	12,900円	30,200円	30,600円
						40,100円

備考 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、この表に規定する額の5倍に相当する額とする。

(2) 附属設備の使用料

1 設備 1回につき50,000円の範囲内において規則で定める額

(3) 駐車場の使用料

1台20分につき100円の範囲内において規則で定める額。この場合において、20分未満の端数が生じたときは、20分として計算する。

理 由

神戸市立児童センターの移転等に当たり、条例を改正する必要があるため。

第 20 号議案

神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例の件

神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例

神戸市児童相談所条例（昭和39年3月条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項及び<u>法第12条第1項</u>の規定に基づき、本市に児童相談所を置く。</p> <p>2 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>神戸市こども家庭セン</td><td>神戸市兵庫区 上庄通1丁目</td><td>神戸市</td></tr></tbody></table>	名称	位置	所管区域	神戸市こども家庭セン	神戸市兵庫区 上庄通1丁目	神戸市	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項及び第12条第1項の規定に基づき、本市に児童相談所を置く。</p> <p>2 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>神戸市こども家庭セン</td><td>神戸市中央区 東川崎1丁目</td><td>神戸市</td></tr></tbody></table>	名称	位置	所管区域	神戸市こども家庭セン	神戸市中央区 東川崎1丁目	神戸市
名称	位置	所管区域											
神戸市こども家庭セン	神戸市兵庫区 上庄通1丁目	神戸市											
名称	位置	所管区域											
神戸市こども家庭セン	神戸市中央区 東川崎1丁目	神戸市											

ター <u>1 番 27号</u> <u>(業務)</u>	ター <u>3 番 1 号</u>
<u>第 2 条 児童相談所においては、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</u> <u>(1) 法第12条第 2 項に定める業務</u> <u>(2) 神戸市立児童センター条例（令和 4 年 月 条例第 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する事業と連携して実施する業務</u>	

附 則

この条例は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

児童相談所の移転等に当たり、条例を改正する必要があるため。